

公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社役員等の報酬及び費用弁償等に関する規則

平成 6年 6月 27日

規則第 2 号

改正 平成 7年 10月

平成 11年 4月

平成 17年 4月

平成 21年 4月

平成 21年 5月

平成 22年 9月

平成 24年 4月

平成 25年 4月

平成 27年 4月

令和 2年 4月

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号に基づき、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社定款第13条並びに第29条に規定する公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社（以下「公社」という。）の評議員及び理事並びに監事（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 役員等の報酬として、役員等のうち公社を主たる勤務場所とする者（以下、「常勤役員」という。）については給料及び期末手当を支給する。ただし、常勤役員が朝霞市の常勤特別職及び一般職である場合には支給しない。

2 前項に規定する給料の額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、

別表に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

- 3 新たに常勤役員に就任した者には、その日から第1項に規定する給料を支給する。
- 4 常勤役員がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで給料を支給する。
- 5 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外ときは、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社給与規程（平成6年規程第1号）に規定する方法により、日割りによって計算する。
- 6 第1項に規定する期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に支給するものとし、期末手当の額は、それぞれの基準日において常勤役員が受けるべき報酬の月額に、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年朝霞市条例第8号）で定められた割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 7 役員等が評議員会等に出席したときは、報酬及び費用弁償を支給する。ただし、朝霞市の常勤特別職及び一般職である役員等並びに常勤役員には支給しない。
- 8 前項の規定による報酬及び費用弁償の額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、報酬については日額8,000円、費用弁償については1日当たり2,400円とする。
- 9 役員等の職務遂行の対価として報酬及び費用弁償を支給することができる。ただし、朝霞市の常勤特別職及び一般職である役員等並びに常勤役員には支給しない。
- 10 前項の規定による報酬及び費用弁償の額は、第8項を準用する。

（報酬の支給日）

第3条 前条第1項に規定する給料は、毎月20日に支給する。ただし、その日が土曜日、日

曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社職員給与規程（平成6年規程第1号）第5条第2項の規定を準用する。

- 2 前条第6項に規定する期末手当の支給方法は、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社職員給与規程（平成6年規程第1号）第19条の規定を準用する。
- 3 前条第7項に規定する報酬及び費用弁償は、評議員会等の開催日に支給するものとする。
- 4 前条第9項に規定する報酬及び費用弁償は、職務遂行の都度に支給するものとする。

（報酬の支払方法）

第4条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金口座への振込みを希望した場合には、その方法によって支払うことができる。

（旅費）

第5条 役員等が公社業務のため出張したときは、費用弁償として、旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費の支給に関しては、公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社職員旅費規程（平成6年規程第2号）の定めるところによる。

（改正）

第6条 この規則の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、財団法人朝霞市施設管理公社の設立の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

号	報酬月額（円）
1	100,000
2	110,000
3	120,000
4	130,000
5	140,000
6	150,000
7	160,000
8	170,000
9	180,000
10	190,000
11	200,000
12	210,000
13	220,000
14	230,000
15	240,000
16	250,000
17	260,000
18	270,000
19	280,000
20	290,000
21	300,000
22	310,000
23	320,000
24	330,000
25	340,000
26	350,000